

○茅野市生産性向上設備等投資促進補助金交付要綱

令和8年10月19日

告示第244号

(趣旨)

第1条 この要綱は、世界情勢の不安定化や為替相場の影響による原材料費等物価高騰が続く中、小規模事業者の事業継続力の強化及び賃上げ環境の整備を行うことで茅野市経済の活性化を図るため、生産性の向上に資する設備等への投資に取り組む小規模事業者に対し、予算の範囲内で茅野市生産性向上設備等投資促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定される小規模企業者であって、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に定める分類表のうち、別表第1に定める事業を主たる事業として営むものをいう。
- (2) 市内小規模事業者 茅野市内に主たる事業所を有する小規模事業者をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内小規模事業者とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）滞納者及び市税未申告者
- (2) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員

(対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、市内小規模事業者が茅野市内の事業所において、生産性の向上に資する設備等への投資を行う事業であって、業務効率化、エネルギーコスト等の負担軽減、収益構造の改善等に繋がるもの（以下「補助対象事業」という。）とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 市、国、他の地方公共団体その他公共団体から補助対象事業について同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けようとしている、又は受けた場合
- (2) 現に設置されている設備等と同一又は同等性能の設備等に取り換える等補助対象事業による生産性向上の効果が認められない場合
- (3) 補助対象事業を行う事業所を住居と併用している場合であって、当該事業所と住居部分の区分が明確でない場合又は設備等を設置する場所が専ら事業の用に供する場所と認められない場合

(補助対象経費、補助率等)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率等は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、同表により算出した補助金の額に1,000円未満の額

があるときは、切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、同一の市内小規模事業者について当該年度において1回限りとする。
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、茅野市生産性向上設備等投資促進補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 生産性向上設備等投資促進事業計画書（様式第2号）
- (2) 設備等の仕様等が分かる製品カタログ等の写し
- (3) 補助対象事業を行う場所が分かる図面
- (4) 補助対象事業を行う場所の現況写真
- (5) 見積書の写し等、経費算出の根拠となる書類
- (6) 直近の市税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否について決定し、茅野市生産性向上設備等投資促進補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容若しくは補助対象経費の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、茅野市生産性向上設備等投資促進補助金変更承認申請書（様式第4号）に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更後の交付決定)

第9条 市長は、前条の変更等の申請があったときは、当該変更内容等の承認の可否を決定し、茅野市生産性向上設備等投資促進補助金変更承認決定書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を添えて茅野市生産性向上設備等投資促進補助金実績報告書（様式第6号）（以下「実績報告書」という。）を市長に提出するものとする。

- (1) 設備等投資後の現況及び稼働状況が分かる写真
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (3) 茅野市生産性向上設備等投資促進補助金交付請求書（様式第7号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 実績報告書及び前項各号に掲げる書類の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、茅野市生産性向上設備等投資促進補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（現地調査等）

第12条 市長は、補助金の交付等に関し必要があると認めるときは、補助対象者に対して現地調査、書類の提出等を求めることができる。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 次条の規定に違反したとき。
- （4） その他、この告示の規定に違反したと市長が認めるとき。

（財産処分制限）

第14条 補助対象者は、補助金の交付を受けて設置した経営の改善、業務の効率化等、生産性の向上に資する設備等について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供するときは、承認申請を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第7条の規定による交付決定がされた日の属する年度の末日から5年を経過したとき、又は他の市内小規模事業者が当該事業所及び設備等を引き続き保全し継承する場合等で市長が特に認めたときは、この限りでない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付を受けた者における第12条、第13条及び第14条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

日本標準産業分類の分類	大分類D（建設業） 大分類E（製造業） 大分類F（電気・ガス・熱供給・水道業） 大分類G（情報通信業）のうち中分類39（情報サービス業） 大分類H（運輸業・郵便業）のうち中分類43（道路旅客運送業）、中分類44（道路貨物運送業） 大分類I（卸売業・小売業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）のうち中分類72（専門サービス業（他に分類されないもの））の726（デザイン業）、中分類74（技術サービス業（他に分類されないもの））の743（機械設計業） 大分類M（宿泊業・飲食サービス業） 大分類N（生活関連サービス業・娯楽業）のうち中分類78（洗濯・理容・美容・浴場業） 大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち中分類88（廃棄物処理業）、中分類89（自動車整備業）、中分類90（機械等修理業）
--------------------	--

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
生産性の向上に資する機械装置、備品等（1台又は1基あたりの取得価格が5,000円（消費税及び地方消費税相当額は除く。）以上のものに限る。）の購入費用及び設置費用並びに既存設備等の改装費用であって、おおむね次の各号に掲げるもの。 (1) 省力化、作業工程の短縮等の業務効率化又は新たな製造、サービス提供等が可能となるもの (2) 従業員の作業環境等の改善を目的としたもの (3) その他補助対象事業の実施に必要な経費であると市長が認めるもの	補助対象経費の3分の2以内	1 市内小規模事業者に対し、10万円

備考

- 1 補助対象経費は、補助金の交付を受けようとする年度に支出したものに限る。
- 2 次に該当する費用は補助対象経費としない。
 - (1) 汎用性の高いパソコン等の購入
 - (2) ソフトウェアの更新（専用のソフトウェア又は生産管理システムを新規に導入し、生産性の向上に資する効果を証明できる場合であって、市長が認めたときは除く。）
 - (3) 既存設備等の撤去
 - (4) 機械装置等のリース料又はレンタル料
 - (5) 消費税及び地方消費税

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

茅野市生産性向上設備等投資促進補助金交付申請書

（宛先）茅野市長

住所又は所在地

企業者名

代表者職氏名

茅野市生産性向上設備等投資促進補助金の交付を受けたいので、茅野市生産性向上設備等投資促進補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 円

2 提出書類

- (1) 生産性向上設備等投資促進事業計画書（様式第2号）
- (2) 設備等の仕様等が分かる製品カタログ等の写し
- (3) 設備等投資を行う場所が分かる図面
- (4) 設備等投資を行う場所の現況写真
- (5) 見積書の写し等経費算出の根拠となる書類
- (6) 直近の市税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

生産性向上設備等投資促進事業計画書

（宛先）茅野市長

住所又は所在地

企業者名

代表者職氏名

1 企業者概要

(1) 企業者名						
(2) 代表者職氏名						
(3) 住所又は所在地	〒 -					
(4) 企業規模	資本金		円	常時使用する従業員の数		人
(5) 設立年月日	年 月 日					
(6) 企業の事業・業務内容						
(7) 事業・業務の主要売上	事業					
	比率	%	%	%	%	%
(8) 主たる事業の業種※1	☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 情報サービス業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 道路旅客運送業 ☐ 道路貨物運送業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ デザイン業 ☐ 機械設計業 ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 洗濯・理容・美容・浴場業 ☐ 廃棄物処理業 ☐ 自動車整備業 ☐ 機械等修理業					
(9) 担当者職・氏名及び連絡先	担当者職・氏名					
	電話・FAX・Email	電話（ ） -	FAX（ ） -	Email		

2 事業計画

(1) 事業の具体的な内容、効果※ ¹	<設備等投資事業の具体的内容> <設備等投資事業により達成する具体的効果> ☐ 業務効率化（程度※ ² ： ） ☐ エネルギーコスト等の負担軽減（程度※ ² ： ） ☐ 収益構造の改善（程度※ ² ： ） ☐ その他（ ）					
(2) 補助対象外事由※ ¹	現に設置されている設備等と同一または同等性能の設備等に取り換える場合に該当するか。			☐ 該当する ☐ 該当しない		
(3) 事業実施場所※ ¹	住所： （ ☐ 本社 ☐ 支社等）					
	事業所を住居と併用しているか			☐ 併用している ☐ 併用していない		
(4) 事業予定期間	年　月　日　～　年　月　日					
(5) 補助対象経費	内容		種別（○印）	予定経費額 （本体１台又は１基の価格※ ³ ×数）		
			購入・設置 改 装	（ × ）円		
			購入・設置 改 装	（ × ）円		
			購入・設置 改 装	（ × ）円		
			購入・設置 改 装	（ × ）円		
			購入・設置 改 装	（ × ）円		
	合計		円			
(6) 補助金申請予定額	円（1,000円未満切捨て）					
	算出根拠となる計算式※ ⁴					
(7) 他の補助金申請の有無※ ¹	☐ 申請予定・申請中（補助金名 ） ・ ☐ 申請しない					

※1: ☐がある項目は、該当するものにレ点を入れること。

※2: ☐にチェックした効果について、見込まれる効果の程度を可能な範囲で記入すること。

※3：補助対象となる本体1台又は1基の価格は、5,000円以上に限る。

※4：補助対象となる購入予定額に乗じる補助率は、2/3以内とすること。

※5：補助限度額は、10万円とする。

第 号
年 月 日

茅野市生産性向上設備等投資促進補助金交付決定通知書

企業者名
代表者職氏名 様

茅野市長



年 月 日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので、茅野市生産性向上設備等投資促進補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金の額 円

2 補助金交付の条件

- (1) この通知書による補助金の額は、実績報告書の内容により変更することがあります。
- (2) 補助金の経理は帳簿を備え、その支出内容を整備保管し、使途を明らかにするとともに、帳簿や経費の支払を証する書類等の関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保存してください。
- (3) 補助金の交付を受けて設置する設備等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供するときは、承認申請を市長に提出し、承認を受けなければなりません。ただし、補助金の交付を受けた年度の末日から5年を経過したとき又は他の市内小規模事業者が当該事業所及び設備等を引き続き保全し継承する場合等で市長が特に認めたときは、この限りではありません。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたこと、補助金を他の用途に使用したこと又は上記の承認を受けずに取得した設備等を処分したことが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは期限を定めてその返還を求める場合があります。

年 月 日

茅野市生産性向上設備等投資促進補助金変更承認申請書

（宛先）茅野市長

住所又は所在地

企業者名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、内容を変更したいので、茅野市生産性向上設備等投資促進補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

	変更前	変更後
1 変 更 の 内 容		
2 変 更 の 理 由		

3 提出書類（変更内容に関係するものに限る）

- (1) 設置する設備等の仕様等が分かる製品カタログ等
- (2) 設備等投資を行う場所が分かる図面
- (3) 設備等投資を行う場所の現況写真
- (4) 見積書の写し等（中古品の場合は、中古を扱う業者1社とメーカーから新品の販売価格が記載された見積書を徴取し提出すること）、経費算出の根拠となる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

茅野市生産性向上設備等投資促進補助金変更承認決定書

企業者名
代表者職氏名

茅野市長



年月日付けで申請のありました内容の変更については、下記のとおり決定しましたので、茅野市
生産性向上設備等投資促進補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 承認又は不承認の内 容	
------------------	--

年 月 日

茅野市生産性向上設備等投資促進補助金実績報告書

（宛先）茅野市長

住所又は所在地

企業者名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業が完了したので、茅野市生産性向上設備等投資促進補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業完了日	年 月 日
2 補助金の額	円
3 提出書類	(1) 設備等投資後の現況及び稼働状況が分かる写真 (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し (3) 茅野市生産性向上設備等投資促進補助金交付請求書（様式第7号） (4) その他市長が必要と認める書類

※交付申請時の事業計画書「補助対象経費」の記載内容に変更があった場合のみ、別紙を添付すること。

(別紙)

補助対象経費内訳

補助対象経費	内容	種別（○印）	金額（実績）
		購入・設置 改 装	円
		購入・設置 改 装	円
		購入・設置 改 装	円
		購入・設置 改 装	円
		購入・設置 改 装	円
合 計			円
補 助 金 の 額			円（1,000円未満切捨て）

※補助金の額は、補助対象経費の合計に補助率を乗じて算出すること。

補助率2/3以内

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

茅野市生産性向上設備等投資促進補助金交付請求書

（宛先）茅野市長

住所又は所在地

企業者名

代表者職氏名

茅野市生産性向上設備等投資促進補助金について、茅野市生産性向上設備等投資促進補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定又は確定通知書日付番号 年 月 日付け 第 号

2 補助金請求額 金 円

3 振込口座

(1) 金融機関名

銀行

組合

支店

金庫

フリガナ

(2) 口座名義

(3) 口座番号 普通 ・ 当座 No.

第 号
年 月 日

茅野市生産性向上設備等投資促進補助金交付確定通知書

企業者名
代表者職氏名

茅野市長



年 月 日付で報告のありました補助金については、下記のとおり交付することを確定しましたので、茅野市生産性向上設備等投資促進補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

2 補助金の額 円

3 補助金交付の条件

- (1) 補助金の経理は帳簿を備え、その支出内容を整備保管し、使途を明らかにするとともに、帳簿や経費の支払を証する書類等の関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保存してください。
- (2) 補助金の交付を受けて設置した設備等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供するときは、承認申請を市長に提出し、承認を受けなければなりません。ただし、補助金の交付を受けた年度の末日から5年を経過したとき又は他の市内小規模事業者が当該事業所及び設備等を引き続き保全し継承する場合等で市長が特に認めたときは、この限りではありません。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたこと、補助金を他の用途に使用したこと又は上記の承認を受けずに取得した設備等を処分したことが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは期限を定めてその返還を求める場合があります。